

# 一般社団法人 日本交通科学学会

## 優秀講演発表賞表彰内規

- 1 目的 この内規は、一般社団法人日本交通科学学会（以下、「本会」という）表彰規程第2条第2項に定める表彰状に関する規程のうち、優秀講演発表者ととともに若手優秀講演発表者を表彰するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 表彰対象講演発表者  
日本交通科学学会総会・学術講演会において、論文の内容に優れたものと認められた一般講演の発表者に与えられる賞である。  
表彰対象は、1) 一般講演者全員を対象とする優秀講演発表者と、2) 若手を対象とする若手優秀講演発表者の2つとし、以下の条件を満たす者とする。
  - ① 本学会の個人会員（普通会员、学生会員、名誉会員）であること。
  - ② 表彰対象の年度には会員資格を有していること。
  - ③ 原則、本賞を過去に受賞していないこと。ただし、過去に受賞した若手優秀講演発表者も優秀講演発表者の表彰対象とすることができる。  
「若手」とは、総会・学術講演会の開催年の4月1日において満35歳未満のもの。ただし、出産・育児等により長期休業された方は、年齢制限を緩和される。
- 3 表彰対象の評価  
推薦対象となる講演発表の評価は、学術講演会の会長が別に定める方法（注1）注2）によって行う。
- 4 表彰対象の推薦
  - ① 表彰対象講演発表者の推薦に当たっては、別に定める表彰委員会において本賞の選考を行い、受賞候補者を理事会に提案する。
  - ② 表彰対象講演発表者の推薦は、前年度の総会・学術講演会における一般講演の発表者を対象とし、原則としてその次年度の3月末までに行うものとする。
- 5 表彰対象の決定
  - ① 表彰審査委員会は、受賞対象者を選考して、会長に報告する。
  - ② 会長は、前項の報告を受けて、理事会に諮り優秀講演発表賞と若手優秀講演発表賞受賞者を決定する。
- 6 表彰内容  
表彰内容は、「一般社団法人日本交通科学学会 優秀講演発表賞、および若手優秀講演発表賞」とする

付 則 この規程は、令和元年6月19日から施行する。

付 則 この規定は、2022年(令和4年)6月6日から施行する。

付 則 この規定は、2026年(令和8年)3月31日から施行する。

注1) 優秀講演発表評価票（優秀講演発表\_セッション別評価票）による。

注2) 優秀発表者(若手・一般)選考の手続きに関するガイダンス